

## 4月から国民年金保険料の額が変わります

平成25年度の国民年金保険料は1か月15,040円(平成24年度は14,980円)です。保険料は納付期限までに納めましょう。

### ○納付書で保険料を納めている方の場合

日本年金機構から4月上旬に平成25年度(1年分)の納付書が郵送されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いいたします。

ただし、平成24年度に免除などが承認されている方は、免除期間終了後に納付書が郵送されます。

### ○口座振替を利用して納めている方の場合

平成25年度分以降も、届け出されている振替方法で継続して振替がされます。(納付書は郵送されません)

なお、振替方法の変更を希望される方は届け出が必要となりますので、お早めに手続きしてください。

### ※振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替ができなかった場合は、翌月の振替日に当月分とあわせて2か月分の振替を行います。再振替により振替できなかった場合には納付書を郵送しますので、お近くの金融機関などで現金で納めていただくことになります。

なお、前納が振替不能となった場合は、前納としての取扱いはできなくなり、毎月納付の口座振替として、当月分を翌月末に引き落とししていくことになります。ただし、届け出により年度の途中でも再度、残りの月分を納付書で前納することができます。



## 春の火災予防運動

3月1日～7日

寒い冬が終わり、暖かくなっていくこの季節は、空気が乾燥し季節風が吹きます。一度火災が発生すれば、

一瞬にして燃え広がる可能性があり、火災予防に特に注意しなければいけません。3月1日から7日までの7日間、春の火災予防運動が行われます。この運動は、火災予防の意識を高めることで、火災の発生を防止し、尊い命を守ることを目的としています。

この火災予防運動を機に、1番身近な住宅の火災予防ポイントを知って、今後習慣づけましょう。



## 住宅防火

### いのちを守る7つのポイント

#### 《3つの習慣》

- 寝たばこは絶対しない。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 《4つの対策》

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類やカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りの方や身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制を日頃からつくる。

以上のポイントに気をつけて、住宅火災をなくし、大切な命や財産、思い出を守っていきましょう。